

諮問番号：令和2年度諮問第24号

答申番号：令和2年度答申第30号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分（生活保護変更申請却下処分）について、次の理由により違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人の妻（以下「妻」という。）が難病である神経線維腫症Ⅰ型を患っており、その病気が原因で右脚の発育が阻害されたことにより、歩行に支障を来しているため、広い居室が必要である。

(2) 請求人及び妻（以下「請求人ら」という。）の居住する市内に住宅扶助基準額内の家賃の住居が存在することは認めるが、それらの住居は、病院から非常に遠く、徒歩で通院することが不可能であるなど、住環境として適切ではない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件は、保護の処理基準上、住宅扶助の特別基準が適用となる「やむを得ないと認められるもの」に該当せず、また、転居費用を支給できる場合は、住宅扶助の基準額内の家賃を必要とする転居に限るとされていることから、特別基準の設定による住宅扶助の認定及び転居費用の支給に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分は適法かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）並びに「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の処理基準によれば、住宅扶助の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとされる「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」として、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、地域において保護基準に基づき厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（以下「世帯人員別の限度額」という。）の範囲内では賃貸される実態がない場合

などが示されているところ、処分庁は、請求人らが自力で歩行して生活していることを確認したことから、車椅子の使用等で通常より広い居室が必要不可欠であるとは認めず、また、請求人自身が請求人らの居住する市において住宅扶助基準額内の家賃の住居の存在を認めている。

また、当該処理基準によれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に所定の率を乗じて得た額（以下「特別基準額」という。）以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、所定の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされ、同市の特別基準額は、世帯人員が2人の場合は月額3万5,000円とされているところ、転居先の住居（以下「新住居」という。）の家賃は月額4万円であることから、特別基準額を超えるものと認められる。

したがって、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年10月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならぬとされている（同条第2項）。

保護基準によれば、家賃、間代、地代等については、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされている。また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、前記の厚生労働大臣が別に定める額である住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は、請求人らの居住する市を含む道内の「3級地」については、世帯人員が2人の場合は月額3万円とされており、住宅扶助（家賃・間代等）の限度額のうち、世帯人員別の限度額によりがたい家賃・間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされており、道内の「3級地」の特別基準額は、世帯人員が2人の場合は月額3万5,000円とされている。この「世帯員の状況、当該地域の

住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況から見て転居が困難と認められる場合又は地域において住宅扶助（家賃・間代等）の限度額のうち世帯人員別の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいうとされている。さらに、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人らが自力で歩行して生活していることを確認したことから、請求人の世帯員に車椅子の使用等で特に通常より広い居室を必要とする者はいないとしており、また、請求人自身が、同市において世帯人員別の限度額の範囲内の家賃で借りられる住居が存在することを認めている。したがって、保護の処理基準に該当しないとして本件申請のうち特別基準の設定による住宅扶助の認定に係る部分を却下した処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。

また、新住居の家賃は特別基準額を超える月額4万円であることから、処分庁は、本件申請のうち転居費用の支給に係る部分を却下している。これは、前記のとおり、保護の処理基準において、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときに、一定の範囲内で敷金等について必要な額を認定して差し支えないとされていることによるものであるが、最低生活の保障という法の趣旨・目的に鑑みると、特別基準額を超えた家賃又は間代を必要とする住居への転居についてまで敷金等を認定することを予定していない処理基準は不合理なものとはいえず、したがって、この処理基準に基づき行った処分庁の判断には、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なもの認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子